

(別表) 補助対象経費の種目及び補助率

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次の事業を行う場合 ①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 ③切れ目ない総合的支援事業 ④加害者プログラム事業</p> <p>民間シェルター等1か所当たり、年額1,000万円</p> <p>※1 上記金額には、事業管理経費として、①、②、③及び④に係る事業費の10%以内の金額を含むことができる。</p> <p>※2 年額20万円(事業管理経費を含む。)を下限とする。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費等</p>	<p>10/10</p>